

# ○ 経営経験・実務経験期間確認表

年	月	工事件名	工期 (※)	請求書等	入金確認資料	通算
平成23年	1	清水邸造園工事	-	請求書	通帳 (原本提示)	1
	2	↑		↑		2
	3	請求書等記載の工事件名を記入	請求書、契約書、請書、注文書等の種別を記入			3
	4	砧公園植栽工事	-	請求書	領収書 (原本提示)	4
	5				↑	
	6				通帳、領収書、取引明細等の種別を記入	
	7					
	8	千田ビル植栽工事	8月8日から9月26日まで	契約書 (原本提示)	-	5
	9		↑			6
	10		請求書等に工期が明記されている場合は記載			7
	11					8
	12	山本邸造園工事	-	請求書	取引明細 (原本提示)	9
平成24年	1	大森ビル植栽工事	-	注文書 (原本提示)	-	10
	2					11
	3					12
	4	東山公園植栽工事	4月1日から5月27日まで	契約書 (原本提示)	-	13
	5					14
	6					
	7					
	8					
	9	立川公園修景施設工事	-	注文書 (原本提示)	-	15
	10					
	11					
令和4年	1	星のビル植栽工事	-	注文書 (原本提示)	-	116
	2					
	3					
	4					
	5	中央公園植栽工事	5月9日から7月31日まで	請求書	通帳 (原本提示)	117
	6					118
	7					119
	8	富山公園植栽工事	8月5日から10月2日まで	請求書		120
	9					
	10					
	11					
	12					

通算月数を記入

前の請求書等と次の請求書等の年月の間隔が3か月未満であるため、経験期間として認められる。

前の請求書等と次の請求書等の年月の間隔が3か月以上であるため、経験期間として認められない。

前の請求書等と次の請求書等の年月の間隔が3か月以上であるが、工期の終期である9月と次の請求書等の年月の間隔が3か月未満であるため、経験期間として認められる。

### 【基本的な記入方法】

① 請求書等は、証明しようとする期間の全てを含むこと。

例)  
平成24年1月から令和3年12月の10年間を証明しようとする場合、平成24年1月以前の請求書等と令和3年12月以降の請求書等が必要。

② 請求書等の年月の間隔が四半期（3か月）未満であれば、間の請求書等の提示を省略することができる。

例)  
平成24年1月と平成24年4月の請求書等

以下の通算月数に達するまで記載

- ・1年実務の場合 ⇒ 12
- ・3年実務の場合 ⇒ 36
- ・5年実務の場合 ⇒ 60
- ・10年実務の場合 ⇒ 120

※【機械器具設置工事(専任技術者)の場合】  
 工期の全てではなく、現場での機械の組立・設置工事期間のみを実務経験期間とします。  
 ⇒ 請求書等に加えて、工程表等現場で機械を組み立て・設置工事を行っている期間が確認できる資料を提出すること。